

第1号議案 定款変更の件

定款変更について(案)

定款変更新旧対照表	
旧 (現行)	新 (改定後)
<p>第4章 総会 (決議)</p> <p>第17条 総会の決議は、<u>正会員の過半数</u>が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項</p>	<p>第4章 総会 (決議)</p> <p>第17条 総会の決議は、<u>正会員の3分の1以上</u>が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項</p> <p>※総会への会員出席率が年々低下傾向であること。また、併せて欠席会員からの委任状の提出を受けられない場合が増加傾向にあることから定足数の確保のため。</p>
<p>第5章 役員 (役員を設置)</p> <p>第19条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15人以上45人以内 (2) 監事 2人以上 3人以内</p> <p>2 <u>理事のうち1人を会長、6人以内を副会長、1人を専務理事、30人以内を常任理事とする。</u></p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>第5章 役員 (役員を設置)</p> <p>第19条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15人以上45人以内 (2) 監事 2人以上 3人以内</p> <p>2 <u>理事のうち1人を会長、6人以内を副会長とする。また必要な場合に1人を専務理事、20人以内を常任理事とすることができる。</u></p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>※「専務理事や常任理事が任意設置であること」及び「専務理事が選定されない状況が想定されること」を明確に表す必要から変更します。</p>

定款変更新旧対照表	
旧 (現行)	新 (改定後)
<p>第6章 理事会 (決議)</p> <p>第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(常任理事会)</p> <p>第32条 <u>本会に、任意の機関として、常任理事会を置く。</u></p>	<p>第6章 理事会 (決議)</p> <p>第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、決議にかかわることができる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。</u></p> <p>※一般社団法人及び一般財団法人の関する法律第九十六条、理事会決議の省略を可能とするため第30条2項を追加します。</p> <p>第32条 <u>本会に、任意の機関として、常任理事会を設けることができる。</u></p> <p>※常任理事会の開催を必要に応じて任意に開催できるようにします。</p>

《参考》

一般社団法人及び一般財団法人の関する法律

(理事会の決議の省略)

第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。